

平成23年度施政方針



知名町長 平安 正盛

<1>はじめに

西暦2011年、平成23年の第1回知名町議会定例会が開催されるにあたり、町政に臨む施政方針を明らかにすると共に、平成23年度の一般会計をはじめ各特別会計の予算案並びに予算に係わる諸施策等を提案いたし、議会の皆さんをはじめ町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本町は、昭和21年9月に町制を施行して本年度で65周年の記念すべき節目を迎えることとなりました。先人達が築いた輝かしい歴史と伝統の跡を辿りつつ、新たな時代に即応した町づくりを目指しながら、本年度も基本的にはこれまでと同様に「町政は町民が幸せな生活を演じる（送る）ための舞台づくりである」を基本理念に、人間（ヒト）・資源（モノ）・財源（カネ）の三つのゲンを大切にしたい町政に取り組みますので、皆様方の御理解・御協力を心からお願い申し上げます。

昨年は、民主党を中心とする本格的な政権交代の中で、5月には鳩山内閣から菅内閣に変わり、引き続き「国民生活が第一」を基本とする各種施策を掲げたマニフェストの実現に引き続き取り組むと共に、「政治主導・地域主権」という観点からの仕組みによる政権運営が行われました。

特に、公共事業の大幅削減をはじめ補助金の廃止による交付金の拡大、一括交付金の創設、「事業仕分け」による予算の全面的な見直し、地方の声を反映させるための要請活動の一元化等、政権交代による地方の戸惑いは大きいものがあり、今後の地方行財政の運営は引き続き新しい仕組みに対応することが急務となって来ました。

このような状況の下、政権交代後の初めての本格的な編成となる平成23年度予算案が12月末に発表され、「新成長戦略」を着実に推進し、経済成長や国民生活の質の向上を実現するため、「元気な日本復活」への新たな政策・効果の高

い政策に重点をおいた予算となっている様であります。

加えて、長期化する景気低迷とデフレの流れの中で、一部上場企業では新興国の成長に支えられた投資拡大等で経常収益が伸び、景気回復が失速する「二番底」の懸念は弱まり景気回復の軌道にあると云われるものの、依然として企業の国内空洞化の加速をはじめ内外の不安材料等から、大学・高校等の新卒就職率の悪化等、国内の雇用情勢は厳しい状況にあり、地域経済への影響は大きく国民生活の不安は大きな社会問題となっていることから、「新成長戦略」と「財政運営戦略」

を実施し、「経済・財政・社会保障の一体改革」を実現する予算と位置づけているようであります。

しかし、一方では国債発行額をほぼ前年度並みに抑えたものの、国債発行額が税収を上回る事態が続き、国・地方を合わせた債務残高は平成23年度末で891兆円と平成22年度末に比べ23兆円拡大する見通しで、借金膨張に歯止めがかからない事態となりました。

一方、本町に目を転ずれば、以前の大型事業の展開による公債費の増嵩や国・県の財政悪化に連動した財政の健全化、地方分権の推進による事務事業の見直し等の行財政改革、国民生活の多様化等による農作物の価格低迷から来る農業への影響、TPP参加表明による外圧並びに新たな農政改革への対応、消費者動向の多様化による地元商工業の不振、少子・高齢化による新たな財政需要や医療・保健、福祉制度の改革等の新しい制度への対応など、様々な課題が生じました。

しかし、こうした様々な課題においても議会をはじめ町民の温かい御理解・御協力により、財政の健全化をはじめ町政各般において概ね成果が得られているか、或いは解決への方向付けがなされフローラル知名のテーマである「花ひらく 夢ひらく」町づくりができてきているものだと思います。

この事を踏まえ、平成23年度の当初予算においては、基本的にはこれまでと同様に、「人間」「資源」「財源」を大切にす町政の推進を基本に、限られた財源を有効且つ効率的・重点的に配分し、豊かで住みよい明るい町づくりに努め、「輝く知名町」建設に向けた予算編成としながら、前述の本年度の大きな課題に対しても最大限の措置を講じることに努めました。

また、国の第2次補正予算等による「地域活性化（きめ細やかな臨時交付金・住民生活に光をそそぐ交付金）」、緊急雇用対策事業等の受け入れで、町の平成22年度補正予算と連動した当初予算と位置づけ、切れ目のない予算執行に努めます。

しかし、国内経済は景気回復への兆しがあるとはいえ、地方では景気拡大の実感を感じることができず、逆に都市・地方間に加えて地域間の格差が拡大して

いるのが現状であり、以前にも増して国及び地方財政は厳しく、長期債務の増加による恒常的な財政の硬直化、新政権による公共事業の見直し、そして地方分権地域主権への移行等をはじめ、地方を取り巻く状況は厳しい情勢となり、同様に本町の行財政も依然として厳しいものがあり、更なる行財政改革の強力な推進と財政の健全化への取り組みは大きな課題であり、その面において職員の意識改革と効率的な行財政の運営は強く要請されるところであります。

この事を踏まえ、全体的には地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、従前と同様自主財源の確保やその他の財源等所要財源の確保に努めると共に、事務事業の見直し、費用対効果による事業の選択・重点化など経常経費の大幅抑制に加え、昨年を引き続き三年目の特別職報酬や議会議員の手当等のカットと云った措置を講じるなどして予算編成をいたしました。なお、新政権のマニフェストに掲げられている諸施策で、制度設計が3月中に確定する事業等については、国の動向を見極めながら今後の補正予算で対応することといたします。

＜2＞国並びに県の予算

国においては、民主党政権下の二度目であり、本格的な編成では初めてとなった平成23年度予算案が昨年12月24日に閣議決定いたしました。

平成23年度の政府予算案は、一般会計の総額が平成22年度当初予算比0.1%増の9兆4,116億円となり、2年連続して9兆円の台を突破する過去最大の予算規模となりました。

主な特徴を見ますと、①企業収益の一部回復による法人税収の伸びや所得税の所得控除の見直し等を見込み、税収が対前年度比9.4%増で2年ぶりに4兆円台を確保。②新規国債の発行は過去最大となった前年度とほぼ同額を計上したものの、2年連続して税収を大きく上回る借金依存型。③高齢化等による自然増や「子ども手当」の拡充等による社会保障費が5.3%増で、政策的経費である一般歳出の5割強。④公共事業関係費は対前年度比13.8%減で、昨年に引き続き大幅な減。⑤「ひも付き補助金」の見直し又は廃止に伴う一括交付金（地域自主戦略交付金）の創設。⑥地方財政への配慮で地方交付税を対前年度比2.8%（4,799億円）増の1兆7兆3,734億円を計上し4年連続の増額。といった内容となっています。

こうした背景には、連立与党のマニフェストに示された施策を確実に実施する観点から、「コンクリートから人へ」の理念に立ち、真に必要なインフラ整備を戦略的に進めるなど、事業の効率性・必要性を踏まえた優先順位付け並びに費用対効果分析の厳格な適用、地域主権の確立に向けた新たな交付金の創設等を行うと共に、「国民の生活が第一」とする民主党の家計への直接支援（子ども手当、高校の実質無償化、農家の戸別所得補償、高速道路の無料化等）を図る経済政策

によるものだと思います。

しかし、景気が一部では回復の基調とはいえ、生活実感としては依然として予断を許さない厳しい状況に思われ、また今後膨らむ社会保障費等の歳出をどの様に調整するのか、財源不足を補う頼みの特別会計等の「埋蔵金」も枯渇が懸念され、恒常的な安定した財源をどのように確保するのか、次年度以降の予算編成（財政規律）に大きな課題を残すこととなったと思われまます。

なお、前述の各政策経費のほとんどが予算関連法案の成立を待って実現できるものであり、「ねじれ国会」の状況下では政局の流れによってその成否も危ぶまれており、予算の執行が政局の具になり、国民生活にも大きな影響を及ぼすものとなり、脆弱な地方財政にとって動向が注目されています。（新年度がスタートするまでには解決することを願う・・・）

ところで、こうした国の方針を受けて本町における予算総額の5割を占める本年度の地方交付税の配分見込み額は、平成20年度以来4年連続の増額となり、約1%増の2,576,940千円計上いたしました。なお、国の出口ベースでは増額となっていますので、今後の動向を見極めながら補正等対応いたしたいと思ひます。

しかし、景気回復の停滞気味等による地方財政を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、また本町の人口が減少傾向にあると共に、少子・高齢化が進む状況下にあつては、引き続き行財政改革の推進や自主財源の確保等に取り組み、財政の健全化を図りながら地域の活性化対策を講じる必要があります。

一方、鹿児島県においても、伊藤県政の「3つの挑戦（持続可能性・産業おこし・鹿児島おこし）」と「3つの課題（環境・食料・医療福祉）」に取り組みつつ、平成17年3月策定の「県政刷新大綱」に基づく行財政構造改革の着実な進展を図るために、平成23年度当初予算規模を「改革・活力・安心継続・生活」予算と位置づけ、対前年度当初比0.4%増の7,771億1,800万円で、3年連続のプラス予算となっています。

平成23年度当初予算案の最大の特色は、32年ぶりに財源不足が解消し、単年度の収支バランスが取れ、赤字を埋めるための新たな借金もなく、基金の取り崩しもなく、平成16年度に451億円あった財源不足も7年間でゼロになる編成となっています。

この背景には、「県政刷新大綱」に基づく職員数と職員給与の縮減による人件費の抑制や、公共事業の見直しや重点化等による普通建設事業費の抑制の成果であり、一方では国の緊急経済対策等による交付金の増など、ここ数年続いた国の積極的な地方財政対策が追い風になったものだと思います。

歳入においては全国的な傾向と同様に県税の増収（４．９％増）となり、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は３．０％の減になったものの、歳出においては人件費の抑制や公債費の縮減等を図ると共に、平成２２年度の国の第二次補正予算と連動しての雇用・経済対策への積極的な取り組みが予定されています。

なお、県債は全体の約１４．６％にあたる約１，１３８億で、対前年度比で約９．０％の減となっています。平成２２年度末の県債残高は１兆３，１１２億円で、前年度当初より４６８億円減少することとなります。

ところで、延長奄振法の３年度目となる「奄美群島振興開発事業」は、民主党政権の下で仕組みが前年度に引き続き大きく変わり、公共事業が新交付金（社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金）を含めて１７１億１，０００万円、（前年度対比８５％）、非公共事業で５億１，８００万円（対前年度比１２０％）となり、前年度当初予算比約２４％減の総額１７６億２，８００万円となりました。

平成２３年度は上記総額の他に、新たに所謂「一括交付金」（仮称＝地域自主戦略交付金）が公共事業に３３億円程度加算される予定であり、これを加えた公共事業の奄振予算総額では２０９億円程度となり、対前年度比では１０２％と伸びる予定であります。

また、現政権が掲げる大胆な予算の見直しによる新たな政策・効果の高い政策に重点配分し、元気な日本を復活させることを狙いに、その仕組みとして「元気な日本復活特別枠」が奄美群島振興開発事業にも設定されました。（奄振予算の総額の内、公共事業で１７億３，０００万円、非公共事業で３，３００万円の合計＝１７億６，３００万円）

この特別枠は、概算要求の段階では概ね１兆円程度に設定し、各省全体の要望基礎枠を約２兆３，０００億円以内とすると共に、予算編成の透明化を図るために国民から広くパブリック・コメントを募り、それを基に「政策コンテスト」による優先順位を決め、最終の予算措置額は２兆１，０００億円となったが、この手法による編成仕組みが最終予算案に反映されたかは評価が分かれるところとなりました。

延長奄振法では、課題となっていた自立的発展を目指した「事業のソフト化」に重点が置かれ、計画策定においても市町村が主体となった制度への転換がなされると共に、農業・観光（交流）・情報の三分野を重点化するなどとし、その効果として「雇用機会の拡充」が大きく期待されましたが、前年度に引き続き公共事業の見直しによる予算の大幅な削減と、補助金に代わる交付金の創設等、新政権の下で大きく様変わりしました。ただ、非公共事業が対前年度比２０％増の計上、並びに公共事業の「社会資本整備総合交付金」による「効果促進事業」は、「事業のソフト化」に配慮されたものだと思われれます。

なお、主な事業として「箇所付け」が判明しておりませんが、県道等の道路網の整備をはじめ農業基盤整備、農業集落排水事業、奄美農業創出支援事業（営農ハウス等の農業施設）、等が計画されております。又前年度に引き続き奄美地域の世界自然遺産登録を視野に入れた「国立公園」指定（本年度中の予定）に向けた調査も行われる計画であります。

また、農業農村整備の推進で国営土地改良（地下ダム）事業は前年度見送りとなったダム軸本体の着工可能な予算額が見込まれ、地下ダム造成による上水道の水源地移設については平成22年度末に完成し、本年度から本格的に新水源地からの水道が供給できる運びとなりました。

なお、昨年3月末の期限切れであった過疎地域自立促進特別措置法も4月に6年間延長の改正法が成立し、従来からのインフラ整備に加えてソフト事業も新たに過疎債の対象になるなど、制度の拡充も盛り込まれた事となり、本町においても昨年策定いたしました「第5次・知名町総合振興計画」とリンクした過疎計画に反映させる事となりました。

<3> 町政の課題等について

① 行財政改革の推進・強化

本町においては、平成17年度策定で平成21年度終期の「第三次知名町行財政改革大綱」で事務事業・組織機構の見直し、給与・定員の適正化などを推進し、町民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力ある地域社会づくりに積極的に取り組んできたところでありますが、一部において実現できなかった事項もあり、「集中改革プラン」の達成状況を検証しながら、本年度中に新たな観点からの見直しにも取り組みたいです。

なお、行財政改革の推進は職員をはじめ関係機関はもとより議会や町民の御理解と御協力は不可欠であり、アクション（行動）・ミッション（使命）・パッション（情熱）の三つのシオンを念頭に、職員の資質向上のための研修体制に取り組みながら、共生・協働の社会づくりに努めたいと思います。

ところで、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が平成18年度以降は年々改善されましたが、依然として高い状態で推移しており（平成17年度＝101.0、平成18年度＝99.3、平成19年度＝98.5、平成20年度＝94.5、平成21年度＝88.8）、類似団体＝88.1と改善されつつありますので、行財政改革の推進を通じて経常収支比率の改善（逡減化）に努めたいと思います。

また、平成22年度を初年度とする「第5次・知名町総合振興計画」（10カ年計画）を基調に、「みんなで創り、みんなで育む、みんなの町」を目指して、新たな政策課題も含め町の活力度を高める諸施策に取り組みます。

②財政の健全化について

本町は、以前からの大型プロジェクト事業の推進等による公債費の増嵩で、依然として厳しい財政状況に変わりはなく、引き続き公債費負担適正化計画に取り組むと共に、行財政改革の推進と一体となって更なる強力な取り組みが必要であり、予算編成に当たっては、この事も重要な課題であります。

平成19年度から新たな財政指標として導入された「実質公債費比率」でも、本町は18.6%で非常に高く（前年度＝20.6%）、本県平均の14.5%を大きく上回り、地方債を発行するには国の許可を要する18%以上の団体となっています。償還のピークは過ぎましたが、知名小学校校舎等の建設をはじめ新たな事業の展開で新規の借入れもあり、事業の緊急度や必要度などを勘案した事業の選択が必要であります。

同時に、前述の財政の弾力性の指標である経常収支比率88.8%（前年度＝94.5%）の更なる逡減化に向けた取り組みも必要であり、また平成19年6月に公布された「地方公共団体財政健全化法」により前年度から健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びに公表等に関する規定が施行され、それに基づく新たな財政指標の数値基準が示されることとなりました。加えて、先に国と地方の役割分担の見直しに向けた「地方分権推進法」等との改革により、地方は地域経営を自らの責任と権限で主体的に担っていくためには、更に公正で合理的かつ効率的な行財政運営が求められることにもなります。

それに伴い、本町は「実質公債費比率」、「将来負担比率」の指標において高い数値を示しており、更なる財政の健全化に向けた対策が必要となります。

従って、「第5次・知名町総合振興計画」を踏まえながら歳入見込みの的確な把握と自主財源の確保の徹底と併せて、町債への依存度の抑制や経常経費の節減、事務事業の徹底した見直し、職員定数の適正化等による歳出の抑制を行い、財源の重点的・効率的配分により、最小の経費で最大の効果が得られるように努めることが肝要であります。

以上の各財政指標を踏まえながら予算編成を進めた結果、平成23年度の当初予算は一般会計で総額5,084,500千円で対前年度比でほぼ同額の予算規

模となりました。

これは、国の予算でも述べましたように地方交付税等の地方財政支援の強化により、地方への重点配分が功を奏した結果であると共に、久しぶりの大型事業となる前年度継続の知名小学校校舎建設事業、緊急雇用創出事業、子ども手当等による増額予算となったことによるものであります。

歳入においては、税財源に乏しい本町の地域経済に加え農業生産の伸び悩み等で町税収入が年々減少の傾向にあるも、農林水産業費分担金等の増により自主財源は前年度より約0.4%増、歳入全体に占める比率は17.3%となっています。依存財源は基地周辺障害防止対策事業費補助金等の減がありましたが、雇用関係の県補助金等の伸び等もあり、歳入全体に占める比率は82.7%となっており、前年度と比べると約0.2%減となりました。

こうした財政構造の硬直化を打開するためには、スクラップ&ビルドやサンセットといった行政評価の基本ルールに則り、従来にも増して行財政改革の強力な推進と併せて自主・自立・自興の意識を前年度に引き続き住民側にも必要に応じ要請する等、共生・協働の社会づくりに向けた意識改革も大きな課題となっております。

特に、国の地域主権の推進、国庫補助負担金や地方交付税の大幅な増加が望めない状況であり、更なる行政の効率化・スリム化に向けた新たな観点からの行財政改革に取り組みながら、財政の健全化を図る必要があります。

なお、平成20年度の税制改正で「控除対象寄附金」の拡大（ふるさと寄附制度）が実施されており、現行の所得控除方式から税額控除方式に改められるのを機に、自主財源の確保の観点から「沖洲会」等本町出身者や知名町ファンの幅広い方々から「ふるさと寄附（納税）」を募り、「ふるさとまちづくり基金」造成に取り組んでまいりました。

その結果、初年度の約350万円に加え、平成21年度末の総額は約745万円に達し、平成22年度分は2月末で約251万円となり、約1,000万円を超える基金が見込まれることとなりました。本年度中に寄附をされた方々の趣旨が活かされる基金活用計画を策定し、年次的な事業推進に取り組むと共に、引き続き多くの皆様方のご支援が頂けるようお願いいたします。

また、平成21年度に引き続き特別職報酬の月額10%カット、議会議員の御理解による期末手当の20%カット等、人件費全般にわたっての見直しも実施する予定であり、その関連議案を今議会に提出いたしております。

こうした取り組みの積み上げによって捻出された財源で、町の活性化に向けた

単独事業の導入、新規事業への重点的配分等を行い、新たな行政需要への対応が図られるものであります。

③ 農政改革への対応

昨年は、家畜の口蹄疫の拡大で畜産振興に大きな影響を及ぼす事態が生じましたが、それ以上に国論を二分する大きな問題が生じました。それは、農業も含めたグローバル経済の大きな流れの中、貿易自由化への対応が様々な形で議論されてきましたが、唐突にＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ：環太平洋戦略的経済連携協定）への参加を「第３の開国・平成の開国」と捉え、積極的な参加意欲を菅首相は表明されたことでもあります。

この「ＴＰＰ」は、農畜産物を含めた物品貿易について原則として全品目が即時または段階的に関税を撤廃すると共に、サービスをはじめ政府調達、知的財産、人の異動等を含む包括協定だと云われています。

政府は６月頃までに参加の是非を決するとの意向を示していますが、仮に参加した場合は国内経済に及ぼす影響は極めて大きく、特に農畜産物の輸入自由化は国内農業を崩壊させるものだとし、農業団体や地方自治体等全国的に参加阻止を訴えています。本町の基幹作物であり、地域経済の大きな支えとなるサトウキビは壊滅的な影響を受けることとなります。

政府は、「戸別所得補償制度」でしっかりカバーすると共に、高いレベルの経済連携（ＴＰＰ等）の推進と我が国の食料自給率の向上や、国内農業・農村の振興とを両立させことを狙いに「農業構造改革（食と農林漁業の再生）推進本部」を設置し、持続可能な経営実現のための農林漁業改革の基本方針を策定するとなっていますが、不透明な部分もあり今後の動向が注視されるところであります。何れにしても、本町にとっては議会も反対決議をしていますので、地域産業の基幹となる農業を守るためにもＴＰＰ参加を反対するところであります。

一方、平成１７年度に決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき、担い手の経営に着目した新たな「品目横断的経営安定対策」と併わせ、環境保全を重視しつつ農地・農業用水などの地域資源を保全向上させる農地・水・環境保全向上対策についても引き続き実施されることとなり、各集落で「共生・協働」に向けた活発な活動が展開されてきました。

特に、国は平成１９年度から導入されたサトウキビ等の新しい助成制度である「品目別経営安定対策」は、地域の基幹作物であるサトウキビの安定生産と生産費の低減化を一段と進めるため、一定の基準を満たした生産者や受託組織に新たな仕組みで助成する制度（交付金制度）となりましたが、制度の受け皿となる全農家で構成する「さとうきび部会」が設立され、全てのサトウキビ農家が対象と

なると共に、事務手続きや交付金の支払い時期等もＪＡ等関係機関の支援で大きな混乱もなく進められました。

しかし、この経過特例も前年度から新たな要件で実施されることとなり、農家の減少や高齢化への対応等、並びに小規模・零細農家が多い現状に鑑み、今後は集落営農の組織化に向けた取り組み、農作業受託組織の強化、農地集積の推進、認定農業者の増加等に取り組む予定であり、それに伴う関係職員の育成・確保も

必要かと思われれます。現段階で加入要件の緩和（受委託作業の拡大）が実施され、結果的には従前通り全耕作農家が交付金の対象となりましたが、この制度に変わる新たな「戸別所得補償制度」が前年度から創設され、本年度から畑作の特定作物にも拡大されますが、サトウキビについては当面の期間は現行制度で対応されるものと思われれます。今後への対応はＴＰＰとの関連も含め情報の収集や新制度への対応等について取り組まなければなりません。

その外、国営地下ダム関連工事も本格的な着工から４年目を迎え、事業の計画的な推進が図られ、事業が予定通り完成されることが期待されましたが、平成２２年度予算配分が大幅に縮減され、ダム本体工事の着工の遅延が危ぶまれたと共に、関連の県営の土地改良事業の進捗も懸念されるなど、早期の事業効果の出現が厳しい状況となりました。しかし、本年度の奄振事業費においてはダム本体の一部着工可能な事業費も見込まれ、地元として安堵いたしたところであります。

何れにいたしても、事業の計画的な推進を図る事業費の確保と、畑かん施設を活用した足腰の強い農業の確立に向けた営農体系の構築に取り組むことは喫緊な課題でありますので、引き続き関係機関と連携しながら取り組むことといたします。

④ 町民の健康増進並びに医療・福祉体制の充実

これまでも増して高齢化や生活様式の多様化による疾病構造の変化による、国民医療費が年々増大すると共に、平成１２年度にスタートした介護保険制度や平成２０年度からの「後期高齢者医療保険制度」並びに「特定検診・特定保健指導」の実施等、保健・医療・福祉を取り巻く環境は大きく変貌いたしました。

また、近年の新型インフルエンザの流行が猛威をふるい、町民生活に大きな影響を及ぼしましたが、感染症対策への取り組みも重要な課題となりました。

町としても、町民の健康増進への関心の高まりやその重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されていますので、引き続き関係者の研修や集落での説明を行い、制度の周知徹底を図ると共に今後も制度の円滑な推進を図るために組織体制の充実や所要財源の確保に努めながら、町民の健康増進と医療・保健・福祉制度の長期的安定に向けた取り組みを行います。

また、少子化・高齢化対策においては、国や県の諸施策と相まって、地域の実

情に配慮したきめ細かな施策に取り組みたいと思います。主な施策は妊婦健診無料化の拡大、各種予防接種の無料化の継続、介護保険事業第4期計画の推進等があります。

こうした観点から、本年度は昨年度補正で計上した「出産環境支援事業」を拡充し、地元で子供を産み・育てる環境づくりへの取り組みによる産科医師の確保対策や、従来の「乳幼児医療費助成」事業を「子ども医療費助成」事業に変更すると共に、対象を「就学前」を「小学校卒業」までに拡大することとしました。

その外、国では後期高齢者医療制度の全面的な見直しと関連して、国民健康保険制度の広域化の検討も行われており、県では地域医療再生基金を活用した医師不足対策やドクターヘリの導入による緊急医療体制の充実等に取り組まれる予定であります。

町としても国や県の諸施策と連携しながら、町民の保健・福祉・医療の充実に向けた取り組みに努めたいと思います。

以上主要な四つの大きな課題が挙げられますが、これらの事務事業の円滑な執行が図られるよう万全の体制で臨むと共に、国並びに県・関係機関とも緊密な連携を図りながら、フローラル知名のテーマである「花ひらく・夢ひらく町」となり、豊かで・明るく・住みよい町づくりに努めます。

(その他の主要課題については別添「予算編成方針」を参照)

< 4 > むすび

以上、平成23年度当初予算の編成に当たって基本方針を述べました。この基本方針を踏まえて、本年度の一般会計予算案は前年度とほぼ同額の5,084,500千円と定め、各特別会計(下記<参考>)についても所要額を計上いたし、厳しい中でも、費用対効果の観点から事業の必要性並びに緊急度等を勘案しながら、事業内容や積算等において十分精査し、併せて平成22年度の補正予算による交付金等と連動しながら町の活性化に向け積極的な予算編成に努めました。

冒頭にも申し上げましたとおり、「町政は、町民が幸せな生活を演じる(送る)ための舞台づくりである」ということであり、そのためには人間<ヒト>・資源<モノ>・財源<カネ>の三つのゲンを大切にしながら町政を進めるということでもあります。

結びに当たって、平成23年度も引き続き議会をはじめ関係機関はもとより、町民の御理解と御協力をお願いいたし、厳しい行財政の環境にありつつも、町制施行65周年の記念すべき節目の意義ある本年度が更なる発展のために、そして次なる新たな発展のために最大限の努力を傾注いたしたいと、決意を新たにいたすところであります。

<参考> 平成23年度各会計予算（水道事業会計を除く）（単位；千円）

会 計 名		予 算 額	対前年比
一 般 会 計		5, 0 8 4, 5 0 0	0. 0
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	1, 0 7 0, 2 3 7	▲ 1. 3
	老人保健特別会計	(後期高齢者医療制度)	廃止
	介護保険特別会計	7 1 0, 7 6 4	1 1. 0.
	後期高齢者医療特別会計	7 2, 0 2 0	2. 4
	奨学資金特別会計	1 9, 8 2 4	▲ 5. 5
	国民宿舎特別会計	4 7, 5 8 1	▲ 2. 0
	公共下水道事業特別会計	1 2 1, 3 1 1	▲ 2. 7
	農業集落排水事業特別会計	2 6 6, 3 1 0	▲ 9. 6
	合併処理浄化槽事業特別会計	2 7, 1 9 8	4. 6
	土地改良事業換地清算特別会計	2 8, 7 2 1	▲ 3 3. 9
	小 計	2, 3 6 3, 9 6 6	0. 3
合 計	7, 4 4 8, 4 6 6	0. 0	

具体的な施策について

1. 豊かな町づくり・・・・・・・・産業の振興

- ①基幹作物のサトウキビを中心に花卉・園芸・葉たばこ等の畑作振興と畜産との複合経営による農家所得の安定・向上対策
 - ・戸別所得補償制度導入に向けた対応への検討
- ②基盤整備並びに畑かん（県営・国営）事業等の推進
 - ・継続地区の早期完成に向けた事業の推進
 - ・新規地区の事業着工＝畑総事業の第二西原地区
 - ・次年度新規地区の導入計画の準備・・・・・・・・余多２期地区
 - ・国営土地改良事業推進に向けた取り組み
 - （円滑な工事推進への支援、営農推進体制の拡充）
 - ・基地周辺障害防止事業「宝田地区」の完成に伴う事業効果の促進
 - ・農業の基本である「土づくり」の推進・・・・・・・・土壌分析機器の活用
 - ・畑地かんがい推進モデル事業の推進＝正名地区
 - ・農地・水・環境向上対策事業の推進
 - ・地域用水環境整備事業による余多・上平川地区の活用
 - ・瀬利覚～芦清良海岸の県単防災林事業の推進
- ③かごしまの農林水産物認証に基づく「食の安全・安心」に対応した環境保全型農業の推進
- ④農地の集積化による規模拡大農家の育成
 - ・認定農業者組織の強化並びに農地流動化の促進
 - ・きび部会や営農法人（さとうきび営農法人）の組織強化
- ⑤奄振事業での「営農用ハウス」施設（１地区）
- ⑥新規就農支援システムの確立
- ⑦地域資源を活かした特産品の開発
 - ・「地（知）産地（知）消運動」の推進並びに「食農教育」の推進
 - ・特産品の研究開発と販路の拡大
- ⑧６次産業化対策の検討
- ⑨商店街の活性化と商工会の育成強化
- ⑩「緊急雇用創出事業」並びに「ふるさと雇用再生特別基金」事業の活用

2. 幸せな町づくり・・・・・・・・福祉の向上

- ① 少子・高齢化社会に対応した各種福祉対策の推進
 - ・ 育児支援対策としての「出産祝金」制度の拡充
 - ・ 妊婦健診無料化の拡大（5回→14回）の継続や出産環境支援事業の拡充
 - ・ 乳幼児（子ども）健康支援事業の推進・・・対象年齢の拡大
- ② 高齢者の生きがい並びに健康づくり対策の推進
- ③ 新しい介護保険制度の円滑な運営とサービスの充実
 - ・ 介護保険第四期計画の推進
 - ・ 介護サービスに加え「介護予防サービス」等による給付事業の充実
 - ・ 地域包括支援センターの機能充実
 - ・ 在宅介護サービスの拡充、小規模多機能施設の開設
- ④ 保健・医療・福祉の連携による町民の健康増進対策
 - ・ 医療保険制度の改革への対応
 - ・ 後期高齢者医療制度への対応
 - ・ 少子化対策における母子保健施策の充実
 - ・ 安心して子供を産み、育てる環境の整備
 - 産婦人科医師の確保対策として「過疎債ソフト分」の充当
 - ・ 特定健診、特定保健指導体制の充実
- ⑤ 消防施設設備の整備推進・・・防火水槽の新設
- ⑥ 障害者福祉対策の充実
- ⑦ 少子化社会における保育所運営の在り方の検討
- ⑧ あまみ長寿・子宝プロジェクト事業との連携

3. 人づくりは町づくり・・・教育の充実

教育委員会と連携しながら

- ① 地域に開かれた学校の機能を備えた校舎の整備
 - ・ 知名小学校校舎の完成と屋内運動場の建設
 - ・ 文教施設の耐震化対策の推進
- ② 学力向上の推進と生徒指導の充実
 - ・ 指導法改善に努め、基礎・基本の定着化を図る。
 - ・ 新学習指導要領に対応した教育の推進
 - ・ 「共汗と共感」を実践し、心と心が響き合う人間関係を培う
 - ・ 郷土の文化や自然・産業に親しむ総合的な学習の充実
- ③ 少子化社会における幼稚園の在り方の検討（幼保一元化等の検討）
- ④ 「教育・文化の町」宣言による各種施策の推進
 - ・ 既存施設の活用による生涯学習環境の整備と人材の育成
 - ・ 「あしびの郷・ちな」の利用促進
- ⑤ 郷土の伝統芸能と文化の継承（地域博物館構想の推進）
 - ・ 奄美ミュージアム構想事業との連携
 - ・ 家庭・地域にある「宝（文化財）」の活用

⑥スポーツ活動の推進による地域の活性化

4. 住みよい町づくり・・・・・・・・生活環境の整備

- ①住吉地区農業集落排水事業の推進
- ②合併処理浄化槽設置の推進（20基）
- ③公共下水道事業の継続促進、田皆及び下平川地区の農集排施設を含めた加入（接続）率の促進

- ④国営事業に伴う上水道代替水源施設の供用開始
 - ・良質な水の確保（硬度低減化）と安定的な供給並びに水道事業の健全化
- ⑤廃棄物処理施設の整備充実とリサイクル社会の建設
 - ・リサイクルの徹底、ゴミ減量化への取り組み（巡回指導員の配置）
 - ・下水道排出汚泥の再利用（堆肥化）施設の活用
 - ・生ゴミのリサイクル処理（液肥化）・・・新規
- ⑥交通（道路）・通信体系の拡充
 - ・幹線町道の整備並びに県道整備の促進（継続並びに新規事業への取り組み）
（知名正名海岸線改良、徳時吉野線改良、黒貫大堂線改良、大山林道線舗装）
（県道：徳時地区、田皆地区）
- ⑦大山の森林機能（水源涵養、保養等）の保全対策
- ⑧防災対策の強化＝知名漁港高潮対策事業
- ⑨沖永良部バス企業団の経営改善対策、バス路線の見直し
 - ・乗合タクシーの実証実験の実施・・・新規

5. 元気がある町づくり・・・・・・・・財政基盤の強化

- ①新政権下に於ける「補助金から交付金化」仕組みへの対応
 - ・交付金活用に向けた企画、政策能力の向上・・・企画部門の強化
- ②財政の健全化に向けた行財政改革の推進
 - ・「集中改革プラン」等の新たな観点からの計画策定・・・新規
 - ・情報システムの再構築による電算化の推進及びIT社会への対応
 - ・地域主権に対応する職員の研修体制の充実等による資質の向上
- ③自主財源の確保
 - ・町税や分担金、住宅使用料等の徴収率向上対策
（収納対策の強化）
 - ・町有財産の活用（財産管理の強化）
- ④「ふるさと寄附（納税）」によるふるさとまちづくり基金の活用（再掲）
- ⑤定住人口並びに交流人口の増加対策
 - ・雇用創出事業の活用による就労機会の確保
 - ・「空き家」改修による住宅の確保・・・新規
- ⑥既存の公共施設再整備の基本計画の策定・・・新規
- ⑦(財)知名町振興開発公社の公益法人改革への対応

6. 財政の健全化並びに地方分権推進に対応した共生・協働社会づくりの推進